



Title	カントの平和の法思想についてーフランス革命の憲法原則との関連の検討ー
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu
Citation	北大法学論集, 29(3-4), 93-131
Issue Date	1979-03-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16263
Type	departmental bulletin paper
File Information	29(3-4)_p93-131.pdf



カントの平和の法思想について

——フランス革命の憲法原則との関連の検討——

深 瀬 忠 一

目 次

- 一、序
- 二、カントの永久平和論の構成と概要
- 三、カントの永久平和論とフランス革命の憲法原則との関連
 - (1)カントの永久平和論とフランス革命思想・原則との類似と相違
 - (2)フランス革命とカントの永久平和論固有の思想と体系の検討
- 四、結びに代えて——「永久平和のために」と現代平和

一 序

カントの「永久平和のために——哲学的草案」(Zum ewigen Frieden, Ein philosophischer Entwurf, 1795)は、彼の「全哲学思想の終局」¹⁾を示すものであるのみならず、これを世界の戦争と平和の思想史上最も重要な著作の一つ²⁾に数えることができ、また、核時代の今日極めて重要な示唆を与え続けている近代平和思想の「古典」³⁾である、といつて

も過言ではあるまい。

カントの平和論については、既に、ドイツにおいてもわが国においても、数多くの詳細な研究が出版されており、かつそれが彼の「全哲学体系」の深い理解と関連において把握される必要があるので、筆者の本小稿がそれを本格的に研究論述する必要もなければ、能力・余裕もない。

しかしながら、カントがフランス革命に深い共感を示し、それから何らかの影響を受けたことは多く語られるところであるけれど、フランス革命の憲法原則との関連においてカントの平和思想を検討した論稿は、わが国においてはあまりないようである。

筆者としては、既に、「フランス革命憲法における征服戦争放棄条項の成立と意義」について、その法思想的背景に遡りつつ検討を加えたことがある。⁽⁸⁾そしてカントが、同革命憲法の理念とその実際を観察しつつ彼の平和思想を深化し体系化したことはたしかであろうと考えられるので、フランス革命の平和の法思想との関連を探るといふ側面から、筆者が入手参照しえたカントに関するわが国およびフランス等の研究文献⁽⁷⁾に依拠しつつ、カントの平和の法思想について省察を試みることは無意義なことではあるまいと思う。

ここに、矢田先生から多年にわたり、ドイツ・オーストリア政治史等に関する多くの優れた著書の御惠贈等により絶えず教示激励をたまわったことへの深い感謝の気持を表わしたいと、小稿は覚え書きの論稿ながら、急ぎ草して寄稿する次第である。

(一) 南原繁、カントに於ける世界秩序の理念、国家と宗教、岩波書店、一九四八年(一九四三年第一刷)、一三九、一四一頁参照。

「カントの平和論はかくて、彼の認識論、道徳論、法理論、及び歴史哲学の諸基礎思想が一点に輻合して、彼の哲学の全体系を反映するところの一ミクロコスモスを形造っている」。

朝永三十郎、カントの平和論、一九二二年。

片木清、「永久平和論」よりみたわが国におけるカントの受容について、家永三郎・小牧治編、哲学と日本社会、弘文堂、一九六八年、八八頁引用。

- (2) J. Ter Meulen, *Der Gedanke der internationalen Organisation in seiner Entwicklung*, Bd I, Nijhoff, 1917, S. 314-339;
 F. H. Hinsley, *Power and the pursuit of peace*, Cambridge U. P., 1963, p. 62-80;
 C. J. Friedrich, *Inevitable peace*, Harvard U. P., 1948, p. 164 et s.;
 W. Schiffer, *The legal community of mankind*, Columbia U. P., 1954, p. 108-115;
 W. B. Gallie, *Philosophers of peace and war*, Cambridge U. P., 1978, p. 8-36;
 C. L. Lange, *Histoire de la doctrine pacifique et de son influence sur le développement du droit international*, Rec. des Cours, 1926, III, p. 347-353;
 Th. Ruysen, *Les sources doctrinales de l'internationalisme*, t. III, P. U. F., 1961, p. 149-152;
 A. Brimo, *Les grands courants de la philosophie du droit et de l'Etat*, Pedone, 1978, p. 145-153, etc.
- (3) 高田光雄、カントの平和論と現代、平和の思想的探究、創文社、一九七八年、一三七—一九九頁。
 久野収、二つの平和論—エラスムスとカント、平和の論理と戦争の論理、岩波書店、一九七二年、二四二—二六六頁。
 石田雄、平和の政治学、岩波新書、一九六八年、五〇—五四頁。
 平野義太郎、平和の思想、平和新書、一九六九年、九二—九五頁。
 芝田進年、現代の課題Ⅰ、核兵器廃絶のために、青木書店、一九七八年、一三八—一四二頁、等。
- (4) K. Forländer, *Kant und der Gedanke des Völkerbundes*, mit einem Anhang: Kant und Wilson, F. Meiner, 1919;
 L. K. Zickendraht, *Kants Gedanken über Krieg und Frieden*, Mohr, 1922;
 M. Adler, *Kant und der ewige Friede*, in *Kant und der Marxismus*, Laub'sche Verlagsbuchhandlung, 1925; etc.
- (1) (3) 文献のほか南原前掲書一四〇頁・片木前掲論文の引用文献をみよ。
 カントに関する邦語(訳)文献のうち、野田又夫、カントの生涯と思想、カント(世界の名著32)、中央公論社、一九七二年。
 小倉忠祥、カントの倫理思想、東大出版会、一九七二年。

K・D・エルトマン、成瀬治訳、イマヌエル・カントの思想における戦争と平和、西洋史学八五号（一九七二年）、一九―二九頁。

古館喜代治、世界主義思想の研究、弘文堂、一九七二年、五〇四―五四五頁。

恒藤武二、カントの法思想、法思想史、筑摩書房、一九七七年、三六九―三八五頁。

原田綱、カントの政治哲学、有斐閣、一九七五年。

八木鉄男、カントの永久平和論、憲法研究所、平和思想史、法律文化社、一九六四年、三三―三五頁、を参照した。

なお邦訳としては、カント、高坂正顕訳、永遠平和の為に、岩波文庫、一九四九年を一応参照した。ただし、重要部分については Knügsberg, F. Nicolovius, 1796年の新增補版原典にあつた（高坂諸論文に対しては、前掲片木論文の批判あり。カント研究者を称する者は自らの理論と実践について、とりわけ厳しい倫理的・人格的一貫性と自己批判が要請されよう）。

(5) 邦訳のあるものとして、シルキヌ・ゲツェヴィチ、小田滋・樋口陽一訳、憲法の国際化、有信堂、一九六四年（原本は一九三三年）、二八〇―二八二頁。

(6) 深瀬忠一、戦争放棄と軍備撤廃の法思想史的研究(1)、憲法の現代的課題、有斐閣、一九七二年、一一三六とくに二七四―二三八頁（法思想史を略）。

(7) G. Vlachos, La pensée politique de Kant, P. U. F., 1962, notamment, p. 546-582 及び「小稿は最も負ひ、また『Annales de Philosophie Politique, P. U. F., t. 4, 1962』が『特集号を出し』、La philosophie politique de Kant を扱う。よくに参照した所収論文は、

C. J. Friedrich, L'essai sur la paix, sa position centrale dans la philosophie morale de Kant, p. 139-161;

Th. Ruysseu, La philosophie de l'histoire selon Kant, p. 33-51;

P. Hasner, Situation de la philosophie politique chez Kant, p. 77-103;

E. Weil, Kant et le problème de la politique, p. 1-31;

R. Polin, Les relations du peuple avec ceux qui le gouvernent dans la politique de Kant, p. 163-187;

N. Bobbio, Deux notions de la liberté dans la pensée politique de Kant, p. 105-118;

M. Villey, Kant dans l'histoire du droit, p. 53-76.

J. Droz, L'Allemagne et la Révolution française, P. U. F., 1949, p. 155-171.

G. P. Gooch, Germany and the French Revolution, Longmans, 1927, p. 260-282.

Z. Batscha (Hrsg.), Materialien zu Kants Rechtsphilosophie, 1976, Teil 4: Französische Revolution (未見)。

以上、本稿の註冒頭に主要参考文献を列記した。以下とくに断わりのないかぎり、本文において、上記文献の著者と頁数のみを表示して引用ないし参照を表示する。

一 一 カントの永久平和論の構成と概要

(1) カントには、「厳密な意味での政治哲学はない。」それは「道徳哲学に基づき、歴史哲学により保障された、法学の政治的帰結」といふべきだといわれる (Hassner, p. 101)。

また、次のように言われる。「カントに於て政治は法概念に根拠して、道徳と相俟って等しく人間『自由』に関する先天的形式的原理の問題であり、自由はその内的及び外的関係の孰れに於ても唯法則の普遍妥当性に於て成立し否、客観的法則と自由は同義であること、ここに道徳上の『人格』の観念が構成せられると共に、国家は内的道徳の国に対する外的法律の国として目的それ自身、一箇の人格であること、随って、国際の關係に於て諸国民の自由が決定せられ、人類の自由が確立せられるためには、必然に客観的法的秩序の創設が要求せられること、而して政治の主観的格律に基づく戦争の止揚を意味する『永久平和』は道徳論に於ての徳と幸福の原理の綜合たる最高善の概念に照応する所の政治上の最高善として、正義とそれに伴ふ安寧の綜合であり、ここに倫理的共同体の理念たる『神の国』と関連して『永久平和の国』の理念が要請せられる」。カントの「世界的秩序の道徳的及び宗教的基礎」(そして法と

説 国家との関連を示唆) についての優れた要約であろう(南原、一六七頁)。

論

カントが「永久平和のために」を書いたのは、彼が七一歳。それは、三大批判を出版(純粹理性批判一七八一年、実践理性批判一七八八年、判断力批判一七九〇年)後老熟の域に達した大哲学者が青年を凌ぐ理想主義的情熱をもって、彼の全哲学体系の思索とフランス革命の理念と実際に対する省察に基づき、既に侵攻的性格を露わしつつあったフランス(軍)との間に締結されたバーゼル平和条約の現実の批判を通じて、平和論を結実凝縮せしめたといえよう。

此小著以前の彼の著作として、右三批判書のほか、「世界市民的見地における一般歴史の構想」(一七八四年)、以後の著書として、「人倫の形而上学、第一部法論・第二部徳論」(一七九七年)がとくに参照されるべきであろう(野田又夫、解説および「人倫の形而上学」訳参照)。

本小稿は「カントの平和の法思想」の考察であるから、カントの法哲学・政治理論の通観を要するが、ここでは省略せざるをえず(恒藤武二、三六九―三八五頁。原田綱、一六九―二五九頁、参照)、ただ、「永久平和のために」の梗概を想起し、次項以下の検討の前提としたい。

(2) (1)「永久平和のために」の構成は、簡単な前置きの後、第一章に「国家間における永久平和の為の予備条項」六ヶ条、第二章「国家間における永久平和の為の確定条項」三ヶ条、「追加条項」二ヶ条で「永久平和の保障」と「秘密条項」を扱い、および「付録」二項目で「道徳と政治」との関係を論ずる。

まず、この本論部分が「条項」方式で記述されていることは、サン・ピエールの「恒久平和計画」、その「要約」が「条約案」(諸君主が署名すれば発効しうる)であり、「基本条項」五ヶ条、「重要条項」八ヶ条、「有用条項」八ヶ条で構成されていた形式(深瀬忠一、法思想史一三三―一三六頁)と似ているように思われるが、そこに影響関係があ

ったのだろうか。カントが、サン・ピエールの「恒久平和計画」（一七二三—一七二七年全三巻、「要約」二七二九年）を、ルソーの「サン・ピエール師の永久平和計画の抜萃」（一七六一年）を通じて知り、その構想から示唆を受けたことは確かであろう（Vlachos, p. 564, note (36); 高坂訳、四頁参照）。ルソーの「抜萃」は、サン・ピエールの計画を彼一流の優れた解釈で要約したものであり、また、ルソーの「永久平和計画の批判」（一七八二年発表）が重要であるが、カントが後者を知っていたか不明である。

カントとサン・ピエールの両平和計画の体裁を比較して、右の類似的側面にもかかわらず、次の二点の相違があることは直ちに指摘できる。

第一には、表題の副題に「哲学的草案」と明示されているように、国家間の永久平和が確立するための「予備」的条件および「確定」的条件の、カント固有の哲学的体系化―道德・宗教・歴史・法・国家哲学の側面よりの総合的考察―であって、国際条約の諸条項の起草という形式が用いられているが、それは、諸条件の哲学的規定の本質をもつものとされているとみてよからう。

第二には、フランス革命が誘発させた激動期の国際・国内政治の現実に対し、プロイセンの絶対君主制の枠内（宗教・思想統制、検閲体制の脅威下）に生存するカントが、一定の政治的実践を主張する著作でないことが、慎重周到に明示されている。カントはその「前置き」で、「永久平和」が死後の世界にのみ妥当するというのは、「人間一般」にか「国家元首達（戦争に飽くことを知らない）」にか「哲学者達（夢想にふけている）」にかは別として、本書のような哲学論を、「机上の学者の無内容な理念」論と平常蔑視している「実践的政治家」が「国家に対する危険を嗅ぎつける（ような）悪意ある解釈」をすること（それによる弾圧）から「明確に保護される」ことを希望するという「留保を求め」ている（前年に、カントの「宗教論」が国王の問責の対象となったことを想起せよ）。したがって、

サン・ピエールの平和計画が、ヨーロッパ諸君主に即時締結施行を求める強烈な実践的意図を明示し活動した（深瀬、法思想史一三九頁）ことと顕著な対称を示している。しかしながら、本書が、偽瞞的なパーゼル「平和条約」に対し、「哲学的なる真の平和条約の草案を提出」（高坂訳、九六頁註）して根本的な批判を加えたという、周知の実践的動機は否むべくもなく、かつ、今世紀に入り、国際連盟の成立前後から今日の核時代において、本書が実践的指針ないし示唆として果す役割は大きいものがある。したがって、本書の意義は、カントが生きた当時の歴史的・具体的条件ないし脈絡のなかでそれが持っていた理念と現実との「皮肉」なギャップとその理論（念）の逆説的ないし弁証法的真理・現実性―それによって果したカントの人間および哲学者そして市民としての歴史的役割―（片木清、六三頁以下はこの点の詳しい検討を要請）、またその理論が国境および時代を超えて妥当する永続的価値・真理性が何であるか、によって明らかにされよう。

(d) 概要 第一章、永久平和のための「予備条項」(Preliminartitel)の概要は次の通り。

1 「将来戦争を起すような材料を秘かに留保してなされた平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない。」それは単なる休戦、敵対行為の延期にすぎない。平和とはあらゆる敵意の終結を意味するから、それは永久平和をもたらしえない。

2 「独立して成立しているいかなる国家も（大小のいかんにかかわらず）、継承、交換、買収、或は贈与によって、他の国家の所有とせられてはならない。」国家は「人間の社会」(moralischen Person)であり、「道徳的人格」(moralischen Person)をもっており、それは「物件」のように取扱われてはならない。

3 「常備軍は時を追うて全廃さるべきである。」その理由としては、まず、常備軍は常に実戦可能だから、他国を恐れさせ、互に他を刺戟して無制限な軍拡にかりたて、その戦費の重圧から脱しようと先制攻撃・短期決戦の挙に出

かねない。財(金)力の備蓄も同様(兵力、同盟力以上の)戦力とみられ、攻撃を誘発させる原因となる。また、殺人のため雇われるということは、他の者(国家)の掌中の単なる機械と道具になる (bloßen Maschinen und Werkzeugen in der Hand eines Andern (des Staates) : : 傍点部分、高坂訳は誤訳と思う) ことだから、人格をもつ人間としての権利に反する(もつとも国民が武器をとって自発的に自己と祖国を防衛する場合はこれと性質を異にする)。

4 「国家の対外的紛争に関連していかなる国債も起されてはならない。」何故なら、それは「危険な金力」、「戦闘のための宝庫」であり、戦争遂行を容易ならしめ、支配者の戦争癖と相まって、永久平和を大いに妨害するからである。

5 「いかなる国家も暴力をもって他国の体制 (Verfassung) および統治 (Regierung) に干渉してはならない。」いかなる国も、そのような干渉の権利をもっていない。他国の暴動が、自国の暴動を誘発するといわれるが、それは無法状態による災害の実例としてむしろ警告に役立つだろう。一国の内部分裂により二つの独立国として一方が全体を支配しようと試みる場合、他の国が一方を援助するとしてもその国の体制に干渉したのではない(無政府だから)といえるかもしれないが、そのような内争が未決定段階で外国がこれに干渉するのは、内部疾患と闘っている「一独立国民」の権利を毀損するもので、それ自体暴動であり、あらゆる国家の自律性を危うくするものとみるべきだからである。

6 「いかなる国家も他国との戦争において、将来の平和に際し、相互の信頼を不可能にせざるをえないような敵対行動は、決してしてはならない。例えば、暗殺者や毒殺者の使用、降服条約の破棄、または敵国における暴動の煽動等々。」それは卑劣な戦略 (ehrlose Strategem) である。何故なら、戦争中にも敵国の心情について何らかの信頼が残っていなければ、いかなる講和も締結しえず、敵対行為は結局絶滅戦 (bellum internecinum) になろう。けだし

説 戦争は、自然状態における悲しむべき非常手段であり、(そこに強制力ある判決を下す裁判所がないから)暴力により自己の正当性を主張する。また、どちらの国も不正な敵と宣告されえず(裁判官の判決が前提となる)、どちらに正当性があるかは(神判裁判のように)、戦の結果のみで決る。しかも国家相互間で懲罰戦(*bellum punitivum*)は考

えられない(治者被治者の関係がないからである)。したがって次の帰結が生ずる。絶滅戦においては同時に相手国共々滅亡し、それと共に総ての法も滅亡するから、永久平和は、ただ人類の大いなる墓地の上のみ建設されることになる。だからこのような戦争、したがってまたそれに導く手段の使用は絶対に禁止(*schlechterdings unerlaubt*)されなければならない。前記の手段がこの帰結に不可避的に至る理由は、それら凶悪な手段はそれ自体卑しむべきものであり、その使用は戦時のみならず平時に及び、スパイの使用などのように、遂に平和の意図を全く不可能たらしめるに至るかもしれない。

以上のすべては禁止法 *Verbotsgesetze* (*leges prohibituae*) であるが、1、5、6、項は事情の如何にかかわらず妥当し、即時に撤廃を要求する強制法 (*leges strictae*) であり、他の2、3、4、項は執行に手加減を加えうる任意法 (*leges latae*) である。

第二章、永久平和のための「確定条項」について(ここでは項目のみ。次項三で検討)。

人間が共に生活している「自然状態はむしろ戦争状態である」。すなわち、常に敵対行為が発生していなくても、絶えずそれに脅かされている。「だから平和状態は樹立されねばならない。」平和は法的状態に於て保証されねばならない。

1 第一確定条項 (*Definitivarikel*)。「各國家における市民的体制 (*bürgerliche Verfassung*) は共和的 (*republikanisch*) でなければならぬ。」

共和的体制とは次の三つの条件、すなわち、第一に社会の成員の（人間としての）自由（*Freiheit*）の諸原則、第二にすべての人間の（臣民としての）唯一にして共同の立法への依存（*Abhängigkeit aller von einer einzigen gemeinsamen Gesetzgebung*）の基本原則、第三に彼らの（国民としての）平等（*Gleichheit*）の法則に基づいて樹立された体制のことである。

2 第二確定条項。「国際法は自由な諸国家の連邦主義（*Federalismus freier Staaten*）の上に基礎を置くべきである。」

国家としての諸民族（*Völker*）は、夫々一個人のように自然状態において互に害を加えうるから、夫々の安全と権利を保障するために、公民的体制に類似した体制に入することを要求しえ、またすべきである。それは恐らく国際連合（*Völkerbund*）ではあっても、国際国家（*Völkerstaat*）たるべきではない。なぜなら、国家は夫々上なるもの（*Oberen*）立法者）の下なるもの（*Unteren*）服従者、すなわち人民（*Volks*）に対する関係を含むから、もし諸民族が一国家を構成すればそれらは一民族を構成することになり、前提と矛盾する。……したがって、一つの世界共和国（*Positiven Idee einer Weltrepublik*）の積極的理念の代りに、（もしすべてが失なわるべきでないとすれば）戦争を防止するところの、持続的で絶えず拡大する連合（*Bestehenden, und sich immer ausbreitenden Bundes*）という消極的代用物の理念（*negative Surrogat*）が現れなければならぬ。

3 第三確定条項。「世界市民法（*Weltbürgerrecht*）は普遍的な友好（*allgemeinen Hospitalität*）の諸条件によって規制されるべきである。」

この友好とは、ある外国人が他国の領土を踏んだからといって、また平和に振舞っているかぎり、その国人から敵としての取扱いを受けない権利をもつことを意味する。それは賓客の権利（*Gastrecht*）とまではいえず（そのために

説は特惠的契約を要す)、訪問の権利 (Besuchsrecht) である。この権利は、すべての人間に、彼らが地球表面の共同所有の権利 (Rechts des gemeinschaftlichen Besitzes der Oberfläche der Erde) 〓 地表の権利 (Recht der Oberfläche) に基づいて互いに友好関係を結ぶために、等しく属するものなのである。

「追加条項」(Zusatz) に二ヶ条あり、第一条項は「永久平和の保障」にあたるものは、「偉大なる芸術家的自然」であるとし、自然の機械的過程の中には人間の意志に反しても、また彼らの不和を通じて和合を招来せしめようとする合目的性が明瞭に現れている。世界過程におけるその合目的性に着目して、それを摂理 (Vorsehung) と呼んでもよい。

第二「追加条項」は、「永久平和のための秘密条項」であり、公共的な平和の可能性を規律する哲学者の格律は、戦争のために武装した諸国家にとって、忠告として受取られ、耳を傾けらるべきである。」

「附録」に二項目あり、「道徳と政治」との関係論を論じている。

一は、「永久平和の見地からする道徳と政治との不一致について」、二は、「公法の先験的概念による政治と道徳との合致について」、道徳と法と政治についての重要な叙述があるが、後に必要に応じて省察しよう。

三 カントの永久平和論とフランス革命の憲法原則との関連

筆者は嘗て、日本国憲法の平和主義の法思想的源泉について、ロックの自然権としての人権思想、アメリカの独立宣言、一七八九年フランス人権宣言にその近代の出発点があると考えた(より遡った考察として、古代キリスト教からグロチウスまで。深瀬、法思想史、八一―二四頁参照)。そして次のように述べた(深瀬、憲法の平和主義の背景と意義、憲庭裁判における平和憲法の弁証、日本評論社、一九六七年、一七二―一七三頁(以下弁証と略))。

「不可侵の永久の権利としての」人権を国内法上保障し立憲政（を確立する）要請と共通の根から、国際的な平和の問題が実定憲法上規制されたのが（一七九〇年五月の憲法宣言そして）一七九一年フランス革命憲法の征服戦争放棄の形態でありました。その戦争放棄には、一七、一八世紀の絶対君主の繰り返した恣意的な戦争の害悪に対するサン・ピエールのヨーロッパ会議による平和構想や、啓蒙哲学者達の人道的・平和主義思想や、モンテスキューの戦争抑制論、そしてルソーの人民主権の精神が影響し、君主の戦争の開始には国民代表の同意を要し、しかも君主は防衛戦争しかできないという制限を加えたのであります。これらフランスの平和思想と憲法の実例に示唆され、哲学的に深化し徹底した体系を構成したのが、有名なカントの『永久平和のために』でありました。

この陳述は今日でも大綱において正しいものとして引用しうるが、本稿の問題は、(1)右フランス革命の原則を準備した諸平和思想、革命の憲法原則およびその実行と経験が、カントの平和論とどのような影響関係にあり、異同があるかの正確な分析であり、(2)そのような関連における、カント固有の永久平和論の価値の掘下げた考察である。

(1) カントの永久平和論とフランス革命思想・原則との類似と相違

ここでまず、前記カントの永久平和論の内容の「概要」にそくして、フランス革命にかかわる平和思想と憲法原則の異同について、概観的に検討しておく必要がある。

(1) 永久平和の樹立に備えて禁止・除去さるべき諸条件について

第一章「予備条項」の1は、文字通り「永久平和」のため、すなわち、戦争と敵意の終結のためまず確定しておくべき大前提を明らかにしている。それは、次の戦争に備える休戦ではなく、真実の平和のための条約のあるべき姿を条件づけている点において、サン・ピエールの「恒久平和計画」と発想を共にし（深瀬、法思想史、一三二頁以下）、フランス革命が将来の戦争を制限することを目標としたのみで、廃止を狙ったものでないのと異なる。

ただし、フランス革命の「制憲議会」コンステテワンにおいて、一七八九年八月の人権宣言が象徴しているような、「理想主義的・普遍抽象的」「正義」⁽¹⁾意識ないし「合理主義」が支配的であった。その「体系的にして論理的な哲学者の精神」

説 (Lange p. 337) が、カントに深い共感を呼んだと思われるし、その合理主義精神がカントの批判精神にまで徹底して、バーゼル「平和条約」のような擬似非平和条約の鋭い批判と本格的な建設的対案の提示となったといっても大過あるまい。

もっとも、「制憲議會」(以下一七九〇年五月の討議を主として参照する)における平戦条項討議において、その思想表現の抽象的・一般的性格の故に、具体的・現実的問題の実際の処理・解決からややもすれば遊離する弱点があった(深瀬、法思想史、一九六—一九九頁)。革命の「征服戦争放棄宣言」(一七九〇年五月二二日)が其後二年足らずの間平和的外交を実際上也指導規制しえたに⁽²⁾とどまり、革命フランスの防衛戦争(一七九二年四月二四日、ただし先制的宣戦布告)、自由の「武力的宣伝」戦争さらには新征服戦争(ナポレオン戦争)にまでとどまるところを知らず拡張してゆく現実⁽¹⁾があった。バーゼル「平和条約」は、この新たな侵攻戦争への伸張を予示する隠襲であったともいえる。

カントの批判は、そのような偽善の現実の核心を剔り正鵠を射たものであり、換言すれば、フランス革命の平和の初志をカントが代弁して反革命後の現実を批判したものといえないこともなからう。

(1) 「正義の基本的な威力に対し、またその支配の抗しえぬ必然性に対する絶対的な信仰が、この偉大な時期を鼓舞したのである。

『法が世界の主権者であり、軍神は暴君である』とミラボーは言った。」E. Nys, *Etudes de droit international et de droit politique*, Paris, Fontemoing, 1896, t. 1, p. 381.

(2) 一七九〇年英西戦争を回避、一七九〇年以来アルザス、アヴィニョン、ヴァサンの併合につき制憲議會は当初否定に傾き隣国との平和的關係を維持しようとしたが、次第に積極的となる。A. Sorel, *L'Europe et la Révolution française*, Plon-Nourrit, 18 éd., t. 2, p. 93, 198 et s.

(3) 深瀬、フランス革命憲法における平和条項の理論と現実(未発表原稿)、八三頁以下。A. Mathiez, *La Révolution française*,

2 国家が「道徳的人格」をもつ故に物件のような取引対象とすることは許されぬという思想は、「制憲議會」のミラポールの発言にみられるが、革命の人達の大多数の共通の思想だったといつてよからう。

彼らは、国家の自由を個人の自由とのアナロジーにおいて考えた。すなわち、国家は一個の人格であり、個人と同様に、自らの意志によって自らを統治（処理）する絶対的自由をもつ⁽¹⁾。しかし、国内社会においては全体意志の表現とされる共同の法律の權威に服するのだが、国際社会においてはそのような高次の立法がないので、国際社会組織ないし他国のいかなる權威にも服従しない。つまり、国家は国際社会において主權的に独立⁽¹⁾である。国際社会は自然状態にあり、そこに自然法が普遍道徳的拘束力（法的拘束力は欠く）をもって支配するが、国家間の國際法的な関係は、国家の平等な主權的（すなわち自由な）意志の合致によってのみ形成される⁽¹⁾、と考えられた。

カントの「道徳的人格」概念に彼固有の思想があるけれども、第2条項はフランス革命議會の確信と基本的に完全に一致していたといえよう。

(一) R. Redlob, *Völkerrechtliche Ideen der Französischen Revolution*, in *Festgabe für O. Mayer*, Tübingen, Mohr, 1916, S. 276-278. 一六世紀からウエストファリア条約に至る迄に既に国家の自由と独立の教説は主張されているが、フランス革命が初めてそれを精神的所有として要請し、また学問的に把握したのみでなく、ヨーロッパ諸国に道徳的影響を与えるという歴史的意義をもった。

(2) Volney の一七九〇年五月一八日制憲議會提出のデクレ案第二条「この一般的な大社会（人類社会―筆者）においては、諸人民及び諸国家は、個人の様を考えられ、同じ自然権を享受し、また個別的及び二次的な社会の個人と同様に正義の諸法則に服従す¹」*Moniteur Universel*, le 20 mai 1790.

3 常備軍の漸減・撤廃論は、フランス革命議會の人々の思想に表現されておらず、まったくカントの独創的見解である。ただし革命の実際と全く無関係とはいえない記述がある。

カントのこの軍縮思想への影響があつた可能性の考えられるのは、サン・ピエールの平和計画の軍縮構想（重要条項第三条、ヨーロッパ同盟軍への抛出兵力は各国平等、平時の各国の保持兵力は六千人以下。基本条項第三条、「戦争」という有害な手段を放棄）（深瀬、法思想史、一三四—三五頁）がある。また、モンテスキューのヨーロッパ君主達の軍備拡張競争Ⅱ「常備軍と大軍隊の危険性」に対する鋭い観察（法の精神、一三篇一七章）（深瀬、同上、一四四頁）の思想が、実質的に殆んど同じである。カントが後者を参照したことは充分ありうると思う。また、モンテスキューのほか、ルソー、マーブリー、コンドルセーら一八世紀後半のフランスの思想家による「軍國主義」や「征服の精神」に対する批判、ドイツにおけるイゼリン、ヘルダー、フィヒテ、レッツィングらの軍國主義・好戦主義批判の潮流（古館喜代治、文献参照）に沿って、カントが「非常な良識をもって」この3、4、条項の常備軍と軍事国債の危険性を強調しているという指摘もある（Vlachos, p. 566 (43)）。

フランス革命の議會人は、征服戦争禁（防）止の憲法原則の制定に主力を傾け、それを實現したけれども、征服戦争を實行する—誘発（導）するに至る—手段としての軍備については注意を払わなかつた。当時の現実においてやむをえなかつたといえようが、数年ならずしてその軍事力による戦争そして征服が始まつた。

カントは、征服戦争のみならず、戦争一般を否認し全廃に至らしめるため、戦争の手段の縮少廃止を、高度の経験的説明とともに、主張した獨創性ありといわねばなるまい。なおカントは、戦争一般の廃止を窮極目的としつつ、危険の蓋然ないし必然度の高い征服・侵攻戦争を防止し、予防戦争を抑止するため、軍縮を主張していることに注目したい。

なお、民兵制による防衛は、傭兵ないし職業軍人（単なる道具としての）による戦争と異質のものと扱っているがそれはカント独自の人格的主体ないし、自由という見地から市民の自発的防衛には矛盾なしとするものと思う。フランス革命防衛戦争期の市民兵はそれに該当しようが、ナポレオンの進出とともに市民兵も次第に成り上りの野心家が傭兵化ないし職業化する傾向があったことにも注意する必要がある。なお、強制的徴兵制による国民の戦争への強制は、このカント的論法からは、否認されるのではあるまいか。

4 戦争用国債の禁止も、右3と同様、カントの鋭い現実的感覚を示す独創というべきだろう。

以上の3、4、条項は、日本が明治以来の近代国家建設にあたり、富国強兵策、常備軍・軍事経済の増強により国防・安全を保障しようとした努力の結果が侵略戦争誘発に帰した「国民的経験」や、現代アメリカ等の「軍産学複合体」の戦争誘発実例を思うとき、カントの洞察がリアルな現代的意義〔Vlachos, p. 567 (4)〕をもつことを知る。

(1) cf. A. Esmein, *Précis élémentaire de l'histoire du droit français de 1789 à 1814*, Sirey, 1911, p. 136-142.

(2) 良心的兵役拒否の問題と関連する。現代においては、西独（憲法上）米英仏白（立法上）等西欧諸国で良心的兵役拒否が認められてきたのは、カントのいう「人格をもつ人間としての権利」と深く関係していると思われる。深瀬、法思想史、三三二、六六一七九、九〇頁。宮田光雄、三〇―七四頁。深瀬、平和憲法の原理、高橋三郎、深瀬忠一、聖書の平和主義と日本国憲法、聖燈社、一九六七年、一三〇―一三三頁。笹川紀勝、良心的兵役拒否権―ボン基本法四条三項の構造と特質（一）―、北大法学論集一八巻一―三頁。

(3) 深瀬、平和憲法の問題状況と「平和研究」平和研究3号（一九七八年五月）一二頁。T. Fukase, *Quelques aspects particuliers et universels de la paix constitutionnelle japonaise*, II, (1), in *Revue Internationale de Droit Comparé*, 1978, no. 4.

5 他国の憲法体制と統治に対する内政不干渉原則は、まさにフランス革命憲法の対外的大原則にほかならなかつ

説
た。

論
「フランス国民は、征服を行なうことを目的とするいかなる戦争を企てることも放棄し、かついかなる人民の自由

第六篇冒頭)。

人類史上初めて一國憲法上征服戦争放棄を宣言した世界史的意義を有するこの条項を、カントが知っていなかったとは考えられない。この原則の成立と意義については、筆者は既に詳しく立ち入った検討を加えた(深瀬、法思想史一七四—二一〇頁)ので、ここでは繰返さない。「道徳的人格」を有する一國の主権的独立性と自由が承認される以上、内政不干渉は当然のコロラリーともいえるが、フランス革命憲法はこのことを、征服戦争による他國の圧服行為の放棄、他人民の自由に対する武力行使による侵害行為を断言的に否認することによって、より具体的かつ明瞭に原則化したといえよう。後述、好戦思想と対普墮戦争等の逸脱と混乱を通じて、結局、次のような革命の平和原則の最終的・集約的条項となったことも想起しよう。

「彼(フランス人民)は、他國民の統治(Gouvernement)に決して干渉しない。彼は他國民が自らの統治に干渉することを決して甘受しない。」(一七九三年六月二四日、ジャコバン憲法一一九条)。

かくして、カントのこの第5予備条項は、フランス革命の一七九一・九三年兩憲法平和条項を総合的に簡潔化したといつてよい程、その基本思想において一致しているといつてよからう。

ところでカントが本条項で、他國の暴動や内部抗争につき語っているのは、実質的にはフランス革命の実態と隣國プロイセンないしドイツ諸邦、オーストリアの立場を頭においていると考えてよいのではあるまいか。とすれば、フランス国民自身がその内部疾患に対して闘争中であるのに、その革命憲法体制を覆えそうとする反革命君主連合の武

力干渉は、「一独立国民」の権利を侵害する無権利すなわち不法な「それ自体暴動である」と決めつけている訳であつて、カントが「ジャコバン」と同国人から中傷された革命への「同情」を読みとることができよう。しかしこの個所は同時に、好戦化しつつあつた革命フランスに対しても向けられた厳しい批判の「諸刃の剣」だといふべきだろう。ここで、ジロンド憲法草案（一七九三年二月一五—一六日国民公会上程）第一三篇・対外関係の次の条項を引用しよう。

「第二条、彼女（フランス共和国）は外国領域を自らの領土に併合することを嚴肅に放棄する。ただし、その領域の住民の多数が自由に表示した要望にしたがい、またそのような併合を要請した領域が、事前にまた自由な同意による憲法において表明された社会規約によつて、他の国民に結合されない場合においてのみ、併合されることがある。

第三条、フランス共和国の軍隊によつて占領された国においては、將軍達は、彼らにとつて行使可能なあらゆる手段を用いて、人身および財産の安全を維持し、その国の市民をして彼らの自然的、市民的および政治的権利を全面的に享受することを確保しなければならぬ。將軍達は、いかなる口実、そして場合においても、彼らが賦与された權威によつて、自由と平等と人民達の主權に反するような價行の維持を保護することはできない。

第四条、フランス共和国は諸外国との關係において、人民一般の同意によつて支持されている諸制度を尊重する。」

この憲法草案条項は、前年末（一七九二年一月一九日）国民公会が決定した「友愛援助宣言」に基づく対外政策を反映するものであるが、外国での暴動により内部分裂が起り、蜂起住民が革命フランスの援助・併合を求めた場合フランスは軍隊を派遣・占領して、その国の人民一般の同意により支持された制度に共和的諸制度しか尊重しない、つまり君主制憲法体制の变革、革命的干渉を宣言していた。したがつて革命フランスはこの時期に、全ヨーロッパ君主制国と戦争状態に陥つたのである。

カントは、反革命的干渉と同時に、このような革命的干渉をも厳しく糾弾（自制を要請）しているわけである。

(一) J. Droz, *Histoire diplomatique de 1648 à 1919*, Dalloz, 1952, p. 191 et s. 前掲、深瀬、平和条項の理論と現実、第二章第二節参照。

6 交戦国が将来の平和に際し相互信頼を不可能にするような卑劣な敵対行動―暗殺、毒殺、降伏条約破棄、暴動の煽動等―の禁止。それは講和を不可能にし相互に絶滅するまで戦わせるから、そのような絶滅戦とその手段は絶対に禁止すべきだと断言する。正戦と懲罰戦はありえないという重要な断定もしている。

フランス革命の征服戦争放棄原則は、侵略戦争の違法化であり、防衛戦争等を正当とする、正戦原則であった。不正な戦争と正戦とを区別し、後者のみを合法とする正戦論は、古代ギリシャ以来、中世カトリック神学者（アウグスチヌス、トマス・アクィナス）、近世自然法国際法学者（ビトリア、スアレス、グロチウス）が夫々の仕方で主張したところである（深瀬、法思想史、四五―五一、八〇―八九、一〇五―一二二頁）が、啓蒙の世紀の思想家達の征服ないし戦争批判を経て、フランス憲法征服戦争放棄原則は、世俗化され合理化された正戦論であったといえる（同、二〇〇頁）。

しかし、正戦論の致命的欠陥は、正と不正、防衛と侵略の戦争の区別が極めて困難で、實際上不可能な場合が多いことである（フランスの制憲議会でもこの主張が少なくなかった。深瀬、法思想史、一七九、二〇八頁）。この弱点を衝き、平和のためには一切の戦争を否認すべきだという（に近い）考えを説いたのがエラスムスであり（同、九三―九九頁）、また正戦と（不正の戦争の）制裁戦争とともに否認したカントは絶対平和主義に近い。カントはこのことを、交戦独立国の上に立つ裁判所の不在と、国際社会において治者・被治者関係が存在しないという国際社会の構造的理由により割り切っているが、彼はまた、フランス革命の憲法的「正」戦原則が一旦戦争が始まると、容易に「不正」の戦争に転化しつつあった現実の観察によって、この思想を検証・補強していたのではあるまいか（またカントは、

一七七二・九三・九五―一七七年、ポーランド分割の領土拡張戦争を觀ていたという指摘もある。Vlachos, p. 565 (38)。

主権独立国家が戦争の正・不正（自衛・侵略）の絶対的判斷権を保持する以上、正義および懲罰の戦争はあり得ないというカントの命題は、現代国際連合体制の根本的欠陥をも衝いている。さらに、絶滅戦争とその「卑劣」な手段を―目的と手段ともに―絶対的に禁止することが「即時に撤廃を要求する強制法」だというカントの断言は、それが交戦諸国の共滅・人類の絶滅⁽²⁾としてその「非人間的」手段が平時に及ぼす深刻な頽廢効果の指摘とともに、現代核戦争・戦略を予知した言明だともいえよう (Vlachos, p. 567 (47))。カントのリアルな洞察の鋭さ⁽¹⁾に驚くほかはない。

(1) 同旨。エルトマン、成瀬訳、二七頁。正戦や懲罰戦争を、征服や絶滅戦争と同様、カントは「頭から非としているが、それはフランス革命時代に戦争が、当初の高い理想を失って莠質・墮落する傾向を示した事実にかんがみてのことであった。」

(2) 深瀬、長沼裁判における憲法の軍縮平和主義、日本評論社、一九七五年、三―四頁参照（以下、軍縮平和主義と略）。モンテスキューも核兵器の出現を予感している（同書一頁）。

以上6箇条の「予備条項」を検討した結果、それらがフランス革命憲法の平和思想と実行と、直接・間接、または積極・消極の関連があることが明らかとなった。とりわけ第2・5条は、フランス革命の平和原則と完全な基本的一致を示す独立国家の自由・平等そして内政不干渉原則であるが、第6条は革命の正戦原則に対する根本的批判により戦争一般とくに絶滅戦争否定の立場を明確に打出し、また第1条は革命フランスの実行（擬似非平和）に対する批判を含み、第3・4条はカントの独創というべく、常備軍拡張競争・軍財複合体の戦争誘発の危険性を断つべきこと、また第6条の絶滅戦争手段の禁止という、戦争の手段面についての軍事・財政・社会心理的洞察鋭い提言は、フランス革命の平和思想を一段抜くものといわねばなるまい。

そのような「予備条項」は、いずれも「禁止法」すなわち永久平和のためにその違背が禁止され除去されるべき、消

説 極的諸条件―実践的にはその違反に対し批判・反対・抵抗を必要とする―規定である。第1・5・6条は直ちに断行されねばならぬ、第2・3・4条は諸情況に対応しつつ漸進的に実現さるべき、永久平和を準備する基礎的諸条件であることを想起しておく。

(四) 永久平和を確立する建設的確定条件について

さて、カントは消極的視点から一転して積極的視座に立ち、永久平和を確保する法的諸条件の組織的樹立を考究する。自然状態を戦争状態とみるカントは、人間の本性および国家の本質理解においてホッブスのためであり、前者を平和状態において把えたルソーとは異なる。しかし、人為的な国家の自然の戦争状態を克服しようと考えたルソー（深瀬、法思想史、一五二―一六〇頁）と同様、「平和状態の樹立」と「法的保障」を追求し、第二章で永久平和の三確定条項を提示した。

1 第一確定条項は、各国憲法体制が「共和的」でなければならない、と規定する。

a この条項に、「フランス革命理念の直接の影響」をみる者は少なくない。例えば、ミルキヌゲツェヴィチ（小田・樋口訳、二八〇頁）は、「国際平和の基礎としての体制の同一性の理論に関してカント」に与えた影響を、アルフォンス・オラルが「きわめて適切に指摘した」として次の一節を引用している。

「カントの本質的理念、即ち自由な諸国民の間以外には国際法が存在しないということは、一八世紀のフランスの哲学者達や革命の人々の共通な理念である。…カントは非常に深くルソーをきわめたが、しかも主権を明白に人民におくことを避けることによって政治的にはその後継者とはならず、独立的な弟子に他ならなかったが、ルソーと同様専制政治を根絶することが平和および国際法樹立の第一条件であると信じていた。」

ミルキヌゲツェヴィチは、そこにカントに対する仏革命の影響がきわめて「明瞭」に示されていると見、「国際

法が国内法と不可分であり、平和は自由の函数であり、歴史的には国際組織は自由な諸国民及び立憲国家の間以外には実現され得ないという革命フランスの理念は、カントの著作（の中に）哲学的命題を見出した」ととらえ、ゲツェヴィチの持論「公法統一の原理」（国際法・国内法にまたがり歴史的・実質的に自由と平和が統一に向う傾向）をカントが説明している⁽¹⁾と考えた。

しかしながら、比較的最近の研究（Vlachos, p. 568 (50), etc.）に、ルソーないし仏革命の影響を否みえないにしても、カントの本条項での「共和的」概念の意味内容や平和構想が如何に重要かつ深い相違があるかの検討の必要性を強調し、オラール説を批判しているものがみられる。

筆者にとっても、フランス革命の憲法体制（一七九一年立憲君主制、一七九二年八月共和制、ジャコバン憲法の共和制）とカント的「共和的市民体制」との間には、類似と同様相違が「明瞭」であり、両者夫々の正確な理解に基づき相互の関係づけには慎重を要すると考える。

(1) B. Mirkin-Gutzevitch, *Les Constitutions européennes*, P. U. F., 1951, p. 106. に同旨を繰り返してゐる。

b フランス革命の憲法的平和条項を宣言した制憲議会（一七九〇年五月）において、国王の戦争遂行権を議会の承認にかからしめ防衛戦争の枠内に限定することが、自由と平等^{II}人権を保障する新憲法を確立し、革命を成功させるために、原理的にも実際的にも必要不可欠であることは、多数の議員に強く意識されていた（深瀬、法思想史、一七八頁）。また、「もしあらゆる国民が我々がそうあろうと欲しているように自由となるなら、もはや戦争はなくなるだろう」、また宣戦講和権は主権の一部だから、その行使権を国民が保持することにより国民は自由となりうる、という発言もあった。自由と平和の結合そして諸国民の連帯の意識はたしかに制憲議員の多数のそれであった。

サン・ピエール、モンテスキューないし啓蒙思想家の多くは、国際平和の維持の期待を君主の啓蒙・説得にかけたのだが、ルソーが「戦争と征服、専制政の進展」は相互不可離であるから君主の専制的支配体制の革命なくして国際平和はありえないというリアルな洞察を示した(同、一六五頁)。フランス革命がまさにこの種革命だったことにおいて、そのルソーの性格を否むことはできない。しかしカントが、ルソーの人民主権論も、革命の国民主権原則も、革命権も抵抗権も認めない平和論者であった相違は、彼をサン・ピエールやモンテスキューに近いものとしている。

革命の制憲議会が設立した「自由な憲法体制」とは、「人権宣言で謳った不可侵の国民の自由と平等の権利を確保するために、一般意志の表現としての法律が支配する国民主権に基づく権力分立制」だったといえよう。それは、国民代表・議会に多くの権力を集め、制限選挙制により有産者市民の代表がそのような議会の最高権力を行使し、一方で君権を制限、他方で人民大衆から独立した、半ば民主的で半ば反人民的な立憲君主体制であった(同、二一一―一二二頁)。カントのいう「共和的」市民体制に最も近いのは、この一七九一年憲法体制であって、それは民主的憲法とは厳格に区別されねばならない。事実カントは、この後者、*demokratischen Verfassung* との混同を明示的に戒め、共和制とは専制政に対立する「統治形態」であり、「国家形態」としての民主制 *Demokratie* は言葉本来の意味において「必然的に専制政」*notwendig ein Despotism* だとまで断定しているのであるから。

フランス革命は一七九二年八月一〇日の第二革命により共和制となり国民公会に全権力が集中され、人民主権⁽¹⁾に基づく民主体制となり、前述ジロンド憲法案が上程され、革命フランスは好戦化(ジロンド党が主導的だった)し、ジャコバン憲法可決となり、国内的にジャコバン独裁政^{II}恐怖政治に移行する。カントが、民主制は(国家が自ら与えた法を国家が専断的に行使 *eigenmächtigen Vollziehung* する制度としての)専制政治権力行使に導くと書いているのは、そのような革命の推移の観察に基づいているのかもしれない。

いったい、ルソーは、君主に代り人民が主権・平戦権を掌握する体制の普遍化により諸人民が戦争をやり合わないかについて、それは「遙かに少なくなると思う」、しかし全くなくなるとは断言しなかった（深瀬、法思想史、一六六頁）。ところで、フランス革命の制憲議会の平和条項・一七九一年憲法の征服戦争放棄と宣戦布告の君主・議会協同方式（王が提案、議会在承認）は、君主の好戦的宣戦を平和的議会在阻止するためには有効であるが、好戦化した議会对し王が平和的抑制機能を果すこと（ミラボーはそれを予見し期待した）は、實際上ありえないシステムであった（深瀬、同、一八五、二二三頁）。カントは、共和主義 Republicanism とは、執行権を立法権から分離する国家原理だとしているが、執行権＝君主が（啓蒙され）立法権に対しその好戦性をチェックする機能を期待していたようであるが、それは彼自身の思想（元首・君主は戦争を一種の遊戯のように開始するが、国民は戦争の災禍を自ら引受ける）にも、フランス革命の実例にもそぐわないことになろう。ただし、民主制において人民が衆愚化し好戦化する事態（古代アテネ民主制においてデマゴグに操られた民衆、フランス革命のジロンド党下の国民の好戦化等が例として思いあたる）までもカントが考えていたとすれば、カントが代議制や権力分立制によって、正しい法の理念にかなった「共和的統治方式」が可能となり人民大衆（デマゴグの煽動による）の暴力化・好戦化を防ぎ、永遠の平和を確立しようとまで見通した（ルソーが沈黙した問題）という読みこみが可能かも知れない（宮田光雄、一五一―二頁は、ナショナリズムの大衆的熱狂をカントは予見しえなかつたとするが）。

いずれにせよ、「国際平和の基礎として諸国政治体制が民主的同一性をもつべきだ」ということがフランス革命を通ずる一律の命題であったとか、ましてやカントの第一確定条項の理論であったというのは、乱暴・不正確な言い方で採りえない。前述の検討により解明したとおり、ルソー等の思想家のどの思想の部分、仏革命のどの時期のどの原則から影響され、カント独自の「共和的市民憲法体制」を構成したかが問題である。

ここでは、カントのいう「共和的同一性」が永久平和の確定的基礎だという命題が、予備条項2・5条で明確化された自主独立の諸国家の憲法体制不干渉の前提に立つことは当然である。とすれば、それら諸国が君主制・貴族制・民主的共和制いずれの国家形態をとるにせよ、また、それら諸国家の大小強弱にかかわらず、(実際上の機能の実質において、適用することが可能な)自由・平等の法治国家の理念としての「共和主義」に向う漸進的進歩の展望が、永久平和のそれにつながり、その基礎をなすものだと解しうるのではないか (cf. Friedrich, *Inevitable peace*, p. 175-182) のみを、記しておきたい。

(1) 深瀬、議會制民主主義の展開、現代法3、岩波書店、一九六五年、四三―四四頁。杉原泰雄、國民主權の研究、岩波書店、一九七一年、二九五―三六二頁、同、人民主權の史的展開、岩波書店、一九七八年参照。

(2) エルトマン、成瀬訳、二七頁、「カントは別の個所で、共和政体は『好戦的ではありえない』と述べているが、この議論が有効かどうかは、かかつて次の点にある。つまり、戦争と平和について決定を下す人民が、戦争をはじめた場合に予期せねばならぬ恐るべき事態を、どこまではっきりと直視しているかによるのである。」

2 第二確定条項は、自由な諸国家の連盟に基づいて国際法が樹立されるべきことを規定する。この条項はまさにカントの独創であり、カントの永久平和論の頂点をなし、後世一九一九年の国際連盟の思想的先駆といつてよからう。その背景となる思想、フランス革命の平和思想との関連を辿っておく。

サン・ピエールの恒久平和計画は、ヨーロッパ中心の君主同盟会議による国際・国内平和の確保と違反国の同盟軍による制裁を構想していた(深瀬、法思想史、一三三―一三九頁)が、カントの本条項は、全人類・世界の自由な諸国家の連盟構想であり武力制裁は理論的・実際的(それは、主権独立国家の平等原則と矛盾し、また実質的に戦争たりうる)に排除されている。また、フランス革命(制憲議会)の平和原則は、その国際法的側面においては、「独立

対等な主権国家」の政治道徳的（自然法上の）「連帯」―その基本はルソー的思想に貫ぬかれてい―により侵略（征服）戦争を放棄・禁止・抑制する（正戦）思想であった（深瀬、法思想史、二一四頁）といえるが、カントの本条項が「自由な諸国家」を基本としている点において全くこのフランス革命の平和思想と一致するけれども、その革命原則が規定した一国の対外的宣言行為の限界を超えて、全人類の国際社会の法的組織化構想を提示し、かつそこに戦争を一切容認していないという発展的特質をもっているのである。

仏革命の平和思想は、人類社会を支配する自然法―「正義の法則」「普遍的道徳」―を承認したが、全人類を一共和国とし世界市民を構成員と考えるような極端な個人主義・世界市民主義コスモポリタニスムを採らず―極く少数の例外は別として（A・クロイツ、深瀬、法思想史、二二四、二二七、六一―六二頁参照）―、前述のように自然権を保有する個人との類推により国家が自然権としての独立・自由を有するとした。そのような国家の独立・自由を侵害する征服戦争・内政干渉の責任者は憲法違反者とされ、違反者の刑事制裁手続が規定されていた（深瀬、同、一八七―八頁）が、外国の征服・圧制行為に対しては自然法的正義の名において自由な諸国が連帯して征服と内政干渉行為を集団的に抑制・制裁することを要請する思想であった（深瀬、同、二一五頁）。

ところでカントは、右、国家の独立・自由の権利において仏革命思想と一致した基本を採りつつ、戦争を制限するにとどめず、すべての戦争を廃棄すること、それを一時にとどまらず永遠に終結させる「平和連盟」⁽¹⁾ Friedensbundを構想していることにおいて、遙かに高次元の徹底した思想である。そのようなカントの平和思想の原点は、本条項解説中の次の一句に明らかにされている。

「それにも（諸国家の戦争状態から脱却すべきだという自然法の命令は必ずしも国際法上妥当しない）⁽²⁾ かわらず、理性は依然として最高の道徳的立法権の王座から、訴訟手続（Rechtsgang）としての戦争を絶対に禁止し、これに反して平和状態を直接の

義務なりとする。しかもかかる平和状態は諸国民相互間の契約なくして樹立され得ず、また保障もされ得ないのである。」

この平和状態樹立の諸国民間の契約は「平和連盟」のそれであり、この契約は各国の自由を侵害抑制するものではなく、逆に諸国家の自由を「維持し保証」することが強調される。ルソーが、国際社会の形式的・機械的な組織・固定化が強大国の弱小国に対する不正な支配の恒久化をもたらす現実を恐れて、独立国家相互の侵略干渉戦争の禁止を保障する諸国家の連合形態を構想した（深瀬、法思想史、一六四—一六五頁）ように、強制的な国際国家ではなく、自由な諸国家の自発的結合による「平和連盟」により、諸国家の無法な戦争状態を脱出すべきだと考える。

カントが、「一つの世界共和国の積極的理念」が「一般論」としては正しいが、「具体論」すなわち国際社会の現段階の現実在即していえば、自由な諸国家の対等の主権の独立性に基づいた国際法でなければならぬのだから、（総てが失われてしまつてはならない以上）戦争を防止し、持続的にして絶えず拡大する連盟(eines den Krieg abwehrenden, bestehenden, und sich immer ausbreitenden Bundes)という「消極的代用物」の理念が必要だとしたわけであろう。

したがって、この「平和連盟」には如何なる国家も加盟を強制されず、また加盟後の脱退も可能な、自由で緩やかな結合である。そのような連盟が多くの（総ての）国の協力により実効的に戦争を防止しうるかが問題であるが、カントは、そのような連盟の理念が漸進的に永久平和に導く実現性について、「強力かつ啓蒙された一国民」が共和国（本質的に永久平和に傾く）を形成し、連盟的統一の中心点となつて諸国を結合し、国際法に従つて諸国の自由を保障し、そのような平和的結合を徐々に益々遠くまで拡大させてゆくことに期待をかけている（Vlachsos, p. 574. は、この啓蒙された一国民とはフランス国民を暗示していると解す。Friedrich, Essai, p. 158 は、カントはアメリカが引受けるでもあろう役割を見通していたと書いている）。この問題はなお、カントの「商業の自由」や「永久平和の保障」

の見解と関係している（後に検討）が、カントは一貫して、「永久平和は空虚な観念ではなく、徐々に進展してゆく解決の積み重ねによって達成される任務」だと説くのである（Friedrich, *Essai sur la paix*, p. 148）。

(1) Vlachos, p. 569 (51) は、モンテスキューの連邦主義（法の精神九篇二章参照）のカントへの影響を示唆している。また、モンテスキューの理想は、「国民と人類の完全な調和」にあったとみ、カントは、「実際、フランス革命によって明らかにされたような国民の政治理念と世界市民主義の中間に位置する」とみている（loc. cit., p. 571 (59)）。なお、彼は、アメリカの連邦主義を高く評価していた（Ruyssen, p. 150）。

(2) 「カントに在っては戦争は『最も大なる禍害』『人類の鞭』である。（戦争が一定の壮美さを喚起し、発展の手段となることはあらゆる…）それにも拘らず、吾人の裡なる実践理性は要求して曰ふ、『戦争あるべからず』と、これ拒否すべからざる理性の『ヴィート』である。何となれば戦争は人格としての個人及び国家相互の間の倫理的命令と相容れないからである。」南原、一五四―五頁。

3 第三確定条項は、普遍的友好の諸条件によって世界市民法が規定さるべきだとする。カントの体系的考察は、確定条項、1、国内法、2、国際法について、3、人間および諸国家が一つの普遍的な人類国家の市民とみなされうるかぎりにおける世界市民法にまで、徹底するのである。

本条は思想的には、世界市民主義の系譜に入る。フランス革命においても普遍的人間の権利の宣言等が採択されたけれども、その国際法的保障迄は到底及んでいない。カントが、今日の用語でいえば、国際（人類）社会における個人の人權保障の問題あるいは「民際関係」の問題にまで考察を及ぼし、諸条件を提示していることは、これまたカントの独創(1)というほかはない。

フランス革命の制憲議会においても、「地球上のすべての諸国民の間にはあらゆる種類の連繫のきずなが結ばれているから、インドで起った戦争はすぐさまヨーロッパを巻きこんでしまう」（ペシオン）といった連帯意識はかなり

存在した。しかし人類共通に所屬する「地表權」に基づく「訪問權」の明示や、商業大国の「植民地主義」の殘虐な態度、掠奪、禍害の実態、宗教的偽善に対する鋭く鋭い批判・糾弾（入国を制限した中国、日本の賢明さの評価）は、時代を超える洞察を示し、さらに、地球上に広がりつつある友好關係が「地球上の一つの所における法の毀損もあらゆる他の所において感ぜられる程度にまで發展してきた」とカントがいつたことが、飛躍的に現実化した今日、第1・第2確定条項を「補足」する本条項の世界市民法の具体的諸形態の重要性は一層増大しているわけである。

(1) カントの一七八四年の「世界市民的見地における一般歴史の構想」を基礎としていることは、いうまでもない。野田又夫、七一—七二頁、古館喜代治、文獻參照。

(2) 「ヨーロッパ人は、異国に上陸した場合、そこで賓客として遇せられる權利をもっているが、自分をむりやり支配者と認めさせ原住民からその所有を奪いとる權利はもっていないのである。この点でカントは、植民地主義に対する最も手きびしい最も早期の批判者のひとりである。」エルトマン、成瀬訳、二七頁。

「追加条項」「附録」については、フランス革命の平和思想との関連を辿るよりも、カント独自の平和思想として、次項での検討のなかに含めるほうがよからう。

(2) フランス革命とカントの永久平和論独自の思想と体系の検討

(i) カントは繰返すまでもなく、フランス革命の「同情者」であり、同革命の事実自体を「人類の道徳的傾向の進歩の到達点を示すものと視」(Polin, p. 186) あるいは、「人類種属の道徳的進歩の歴史の『象徴』」(南原、二〇一—三頁)を見出した。カントが、永遠の平和に向う歴史の進歩のために期待をかけた「思考様式の変革」の「歴史的しるし」として、「人類の歴史におけるこのような現象(フランス革命)は決して忘れられない。なぜなら、それは、かつていかなる政治家も従来の事態から思い及ばなかった人間本性にひそむ、よりよきものへの性向と能力とを明らか

にしたから」。また「このような現象のみが、法的な原理に従って人類史において自然と自由とを結合するのである」。(宮田、一八七頁引用。)と書き、極めて高い評価を与え続けた。⁽¹⁾

しかし、カントの永久平和論は、前項で検討したとおり、フランス革命の思想と憲法原則そして実行を注意深く観察して、多くを学びつつ、重要な批判および反対も明らかにしている。ヴラシヨの次の指摘は示唆的であろう。

「カントの国際政治論がある時期以降フランス革命によって、強く影響されたことは明白である。しかし彼の理論に革命の思想と実行の単なるひきうつししか見出さないのは誤りであろう。「永久平和計画」の著者は、革命によってひき起された経験や思想のなかに、革命を法のおよび政治的次元に置きかえることによって、人類種属の生物学のおよび文化的な進歩の統一性についての彼の旧い合目的論的仮説を掘下げ、かつ具体化するための源泉を汲みとったのだということを承認する方が、はるかにより真実に合致し、より正確なのである。」(Vlachos, p. 578)。

以下においては、カントの永久平和論の「追加条項」と「附録」および(必要最低限の)関連文献を総合的に瞥見して、カントの平和の法思想の独自(固有)の体系と特質として私の理解する基本的ポイントを要約しておきたいと思う。

(1)「事実カントは、正当にもフランス革命の哲学者と呼ばれてきた。このことはマルクスやエンゲルスによっても明確に指摘されたところである。カント哲学を支えている精神と、アメリカ革命及びフランス革命を裏づけている諸理念とのあいだには、一つのアきらかなアナロジーがある。即ちカントは、権威に対して個人の独立性を明白に主張し、人間の自由の問題を、まさに彼の思想の中核そのものとして位置づけたからである。しかも、一七七六年と一七八九年の両革命の指導者達は、自ら人間的権利の実現を意図しつつあるという信念に生きたからである。」(原田鋼、一六六頁、参照)

(4) さて、永久平和計画の「第一追加条項」が、「永久平和の保障」としての——カントの歴史哲学に基づく——「偉

大な芸術家としての「自然」を論じ、「附録」が永久平和にかかわる政治の現実と道徳的要請との不一致を合致に導く実践理論であるといつて大過あるまい。

a 前者については、ルソーがサン・ピエールの恒久平和計画の実現について、一方では国内体制の専制政の「革命」を必要とし、かつ他方国際組織については武力ないし「人類にとつて恐るべき暴力手段」が必要だと書き「*Épave ment sur la paix perpétuelle*」深瀬、法思想史、一六五—一六六頁、「最後の戦争たるべき戦争が、不滅の平和を準備する」と言ったこととの関係が問題になる（ルソーのこの「批判」は一七八二年に出版されているから、カントが読んでいた可能性はあろう）と思う。カントの「世界市民的見地における一般歴史の構想」（一七八四年）が、まさにこの問題に対するカント的解答を示（唆）しているように思われる。

右「一般史考」については多くの優れた見解・研究がある（野田又夫、七一—七二頁。南原、一九〇頁以下。宮田、一六一—一六九頁。小倉志祥、三三—三五三頁等）のでここで喋々の要はない。人類を種属として生物学的・長期的にみるときは、人間ないし人間集団相互間の利己的な不和・敵対と「非社交性」による抗（戦）争と窮乏が人間を賢明ならしめて法治国を作らせたが、諸国家間の戦争に備える軍備と戦争による荒廃と窮乏とが諸国民を賢明にして全世界に公民状態を作りあげさせるという「非社交的社交性」（*Ungesellige Geselligkeit*）という自然のメカニズムの作用が、「摂理」と呼ばれ、世界史の目標としての世界の永久平和に導く保障であるとカントが言っていたといえよう。ルソーの「恐るべき暴力手段」、世界最終戦争が、カントの「体系的歴史」哲学の中にそのように弁証法的に組み込まれているといえようか（高橋昭二、カントの弁証論、創文社、一九六九年、二六三頁以下、参照）。

しかしカントは、永久平和論の冒頭で、それが全人類の墓地に立てられる墓碑銘となる可能性を否定していない。「最後の戦争」が「全人類の壊滅にまで到達」しうる未来の問題は、やはり、「平和の保証と同時にそれにもまさる没

落の危険が常に介在している」という危機的現実の直視を要求せざるをえない。そこに、「永久平和の保証論は体系的歴史と自由の歴史の接点であり、従って一から他への移行点である」。そこには摂理から倫理への道が示されている（小倉志祥、三四一―三五三頁）といわれ、カントの永久平和論の「追加条項」が、「附録」における倫理の実論を不可欠とした理由があるように思われる。

カント自身第一「追加条項」の最後部で有名な言葉を書いている。

「このようにして自然は、人間の傾向性のメカニズム自体を通じて、永久平和を保証しているのである。もとよりこの保証の確実性は、永久平和の将来を（理論的に）予言する（*prophesieren*）に充分なものではないけれど、しかし実践の見地からは充分であり、この（単なる夢想的ではない）目的に向かって努力することを、我々の義務たらしめているのである。」

b 後者、すなわち永久平和のための実践論においては、「策略的政治家」（いわゆるマキャベリスト）とその御用道学者（「政治的道徳家」）の激しい批判を通じて、「道徳的政治家」（*moralische Politiker*）の原則、すなわちカントがあるべきと考える永久平和のための政治的実践の原則を論じている。その原理は、一言にいえば、漸進的改革主義である。暴力革命ないし干渉による急激な変革を否認し、国内的・国際的な欠陥を法的地から最善の組織（共和的国家、国際連盟、友好的世界市民法）に向って漸進的に改革し、不断に目標に接近するよう実践することである。そこでは、国家が憲法上専制体制的であっても、運用上共和的に統治する改革は可能である。ただし、悪しき体制を革命の暴動により変革した場合（ここでは明らかにフランス革命を想定している）改革の干渉を許すべからざるものとしている。また、国際関係において、専制体制の変革も事情に依り寛恕延期すべき場合があるという。

結局、道徳的政治家の原理は、国法・国際法および世界市民法の問題を、術策問題としてでなく、道徳的問題として取扱うべく、「まず第一に純粹実践理性の王国とその正義とを追求せよ、しからは汝の目的（すなわち永久平和の

恩寵)は自ずから汝に加えられるであろう」、また、政治的格律は、各国の安寧と幸福からではなく、「法的義務の純粹概念から(すなわち、その原理が先天的に純粹理性によって与えられるところの当為から)、出發すべきである。」このようにして、カントの永久平和論のための実践理論は、「マキャベリスチックな政略の諸格律を拒否し、理性の定言的命令 (*l'impératif catégorique de la raison*) から演繹されるところの、公法の諸原則に変わることなく準拠しつつ行動すべしと宣告する」(Vachos, p. 568)ものといえよう。

c. これを要するに、カントによれば、純粹な実践理性は、戦争が人格としての個人と国家の倫理的本質と自由に真向から矛盾するのゆえに、「戦争あるべからず」と命令する(南原、一五四—一五五頁)。そして「理性は最高の道徳的立法権の王座から、紛争解決手続としての戦争を絶対に禁止し、これに反して平和状態を直接の義務とする」(第二確定条項、前述三、(1)、(a) 2、をみよ)のである。純粹な普遍的妥当性をもつ不変の(人間の)実践理性が主権者である以上、カントにあって、戦争は絶対的に否認され、「平和状態」が法的に確立し保障されねばならない。この意味において、カントは絶対的平和主義者であり、明確強硬な「戦争非合法化」(「制度としての戦争を違法化し、戦争を廃止する」論者であるといつてよい)。

そして、「永久平和は、道徳上の最高善と共に実践理性の法則に根拠する一箇の理念であつて、經驗的事実の世界に実現せられると否とに依つて、毫末も其の価値を減ぜざるものである。…併し、他方に道徳的義務に関する政治原理の問題として、其の招来を努力する実践的意味に於て、それ自身客観的實在性を有する。…永久平和は実践理性の断言命令に倫理的根拠を有し、永久平和の国土の建設は人類不断的政治的努力として諸国民の上に課せられた義務である。…」(南原、一六五—一六六頁)。このような永久平和は、「政治上の最高善」||「歴史の目的」であり、その法的組織化ないし「世界秩序」の樹立の条件と内容を、カントは予備・確定条項で論じ、「追加条項」において、人間相

互の不和・抗争・戦争の現実の繰返しにもかかわらず、否むしろそれら非社会的災厄が社交性と平和の組織化を強制する「生物」ないし「種属」としての人間の歴史の「自然」のメカニズムないし「摂理」が、永久平和を保障するという、カントの歴史哲学 (cf. Ruysen, *Philosophie de l'histoire*, p. 36-48) をもって、永久平和の実践倫理哲学を補強したのである。かくして、永久平和は実践理性の義務であり、判断力により確定された歴史の「終局目的」であり、経験科学的（文化人類学的）に認識される進歩の弁証法的過程の到達点にはかならないものとして、哲学的に総合集約された至高の位置づけを与えられた。

そのような永久平和の法的樹立のための「共和的」国内体制および国際連盟そして世界市民法の構想については、既にフランス革命の憲法・平和原則との関連において検討したところであるが、カントの法哲学における、人間個人および国家の人格的自由の観念（南原、一五六頁）と、法の「先験的・形式」性の重視を（恒藤武二、三七一―三八一頁参照）カント固有のものとして注目しておきたい。カントにおける自由 (cf. Bobbio, p. 108-118) は客観的実践理性の法則に従って個人および国家が行動するとき獲られ、法は他の自由との調和を破る外的行為の抑制の規範である。そのような自由を平等に保障する憲法体制（代議・権力分立制）が「共和的」と呼ばれる（民主国であれ、君主国であれ、平和共存が可能。Vlachos, p. 558）訳であるが、その原点の実践理性の先験的・形式性の故に、「共和的」体制自体が基本的に、実質的政治内容と無関係な形式的性格を保有する。換言すれば、人間個人の人格の尊厳に基づく、個人および国民国家の自律性と倫理的行動の自由が平等に法的に保障される統治が行なわれることが本質的に重要であって、政治体制（君主・貴族・民主制）のイデオロギー的区别は二次的だとみているといえよう。そのようなカントの永久平和論にも現れている、倫理的人格主義と形式的・脱政治イデオロギー的性格は、複雑深刻に相対立する諸国家の政治体制・イデオロギーを超えて平和共存 (Vlachos, p. 580) ないし永久平和の法的組織化を可能ならし

めようという實際主義⁽²⁾を示すとともに、誤用すると自由で民主的な憲法体制の重要性の輕視（專制政でも啓蒙⁽³⁾されればよいという安易な妥協）になりかねないことも注意すべきであろう。

(一) カントの全哲学の体系については、次の結論を引用しておく。彼が「批判主義哲学に根拠して、一方に理論理性の認識批判を爲すことに依り、本体論的形而上学の可能を否定し、他方に実践理性の純粹意志の限界内に於て信仰を思惟の対象とせしめることに依り、宗教に新たな批判的基礎を与えた」。これに依つて、啓蒙的理論の如き思弁的形而上学の宗教論を根底から覆し、理論的認識の彼岸に宗教本来の世界を指示した。又、そのために積極的基礎を實踐道德に求め、それと宗教との必然的なる意味の連関を理解しようとして企てたことは、頗る理由あることであつた。なぜならば、宗教は何ものにも優り道徳的心情の純粹性・良心に出発し、且、絶對者たる神と人間の自我との人格的結合關係を本質とするからである。さうして『神の國』とは、その核心に於てかやうに神を中心として結ばれた人格の愛の共同体理念以外のものではないからである。」

「カントは如上の構想に於て、恰もかやうな『神の國』と並んで、謂はば其の外的形式として、諸々の國家の結合に基づく世界の普遍的秩序を要請し、それに歴史の理念的意義を与えたのであつた。彼はこれに依つて所謂『地の意味』を与えたのである。殊に人類の協同作業としての政治に就いて、従来の國家の政治に対して、新に國際政治の領野を開示し、世界の普遍的政治秩序と永久平和の理念を指示したことは、政治理論史上におけるカントの偉大な業績である。國際政治思想、否、一般に政治國家論は第十八世紀の末葉、彼に依て初めて認識論と道德説の根拠の上に哲學的基礎を与えられたのであり、それは『人間』の批判に始る『人道』の哲學思想の全体系を終局を構成するものであつた。然しながら、其の構成は専ら道德を中心とし、彼の宗教論に見るが如く其の政治理論も畢竟、道德原理の應用たるを免れなかつた。然るに『人間』と『人道』の哲學を以ては、本来超個人的なる政治的國家生活に固有の本質を未だ闡明し得ない。専ら實踐理性の先天的形式的法則から抽出せられた法律と法律國家の觀念を以ては、歴史的現実の世界に於ける政治的國家生活の意味の理解に十分でない。」

「併し、苟もかかる國家が民族の共同体として其の倫理的目的が問われる場合には、必ずや正義の價值原理が立てられなければならず、而してそれはひとり特殊の民族・特殊の國家のみでなく、超民族的・超國家的、隨つて普く人類世界に妥當する規範でなければならぬ。此の意味に於て、カントに即して吾々が演繹した如き、『正義』とそれに相應しき人類の『福祉』の綜合としての『永久平和』の理念は、恐らく将来熄むことなき國際の戰爭にも拘らず、それを超えて、否、その只中に於ても、必ずや諸國民の

協同して、これが達成のために不断の努力を傾倒すべき政治上の『最高善』でなければならぬ。」南原、二一〇—二一二頁。

(2) ジャック・マリタン（久保正幡・稲垣良典訳、人間と国家、創文社、一九六二年、一〇七—一三三頁）のいわゆる「理論的な考
え方において対立している人々も人権のリストに関して純粋に実際的な合意に到達することができる」という考え方と実際の態度
とのアナロジーが可能ではなからうか。ただし、このマリタンのいう *convictions pratiques communes* が、具体的に何かにつ
ぎユネスコでも合意は必らずしもえられなかったようだ。 cf. J.-L. Mathieu, *Les institutions spécialisées des Nations Unies*,
Masson, 1977, p. 221.

(3) デルタイ、村岡哲訳、フリードリヒ大王とドイツ啓蒙主義、創文社、一九七五年、参照。

四 結びに代えて——「永久平和のために」と現代平和

一八世紀末、絶対王制、産業革命以前、軍事的拡大衝突戦争による国際関係が圧倒的だったプロイセンの一臣民哲
学者カントが、啓蒙の世紀の思想を綜合し、アメリカ・フランス革命によって惹起された近代立憲主義と平和の理念
と原則と実行によって大きく変動しつつある時代のしるしを見透して、自己の全哲学体系を完結点にまで高めたの
が、彼の「永久平和のために」であった。そしてこの一小著はカントの哲学のみならず、一八世紀の平和思想全体の
最高峰の頂点を劃し、一九世紀を通じてこれに比肩しうる著作は現れず、今世紀第一次、第二次世界大戦の「恐るべ
き暴力」と殺戮・破壊を経て樹立された国際連盟・国際連合の「非社交的社交性」を実証する「先駆」的思想とな
った、と筆者は考える。

カントの永久平和論が、彼の時代と哲学体系によって制約された少なからぬ「弱点」をもつことは否めない。二〇
世紀後半の現代、民主主義の進展、産業・独占資本主義から社会的ないし社会主義経済への進化、国際平和組織ない

し平和共存の国際関係の存在は、カントの時代には遠い夢想でしかなかった事柄が既に現実のものとなつてゐることを示す。そのような現時点に立つ時、我々は、カントの永久平和論の時代的制約と同時に、いやむしろそれ以上に、彼の時代を超え、一世紀ないし二世紀の将来を先取りした洞察力の鋭さとの確さに驚嘆せざるをえぬところが少なくない。曰く、軍備の漸進的縮少撤廃、絶滅的兵器使用の絶対的禁止、軍産複合体への警告、内政不干渉、戦争非合法化、自由な諸国家の連合から「世界的共和国の積極的理念」へ、植民地主義の糾弾と友好的民際関係の法の形成、国際的人権保障、等。それらはそのまま、核時代の現代における極めてアクチュアルな課題にほかならない。

しかし、本小稿全体の検討の「結びに代えて」、最後に指摘したいのは次の点にある。

フランス革命の征服戦争放棄の憲法的平和原則とカントの「永久平和のために」の憲法・国際法構想との関係は、その平和思想の基本的性格において、現代国際連合（連盟・不戦条約）の侵略戦争違法化（集団的安全保障・制裁）の国際法と日本国憲法の戦争非合法化・軍備（の漸進的縮少）撤廃原則との関係に、正確に対応し、いずれも後者が前者の理論を実際の教訓に基づき「徹底」したものにほかならないと言ふべきではないかということである。

すなわち、フランス革命憲法の征服戦争放棄原則が数年間で防衛↓宣伝↓征服戦争に不可避的に移行した実行例に学んだカントが、フランス的正戦論を止揚した絶対平和主義を帰結させたように、連盟・不戦条約加盟の大日本帝国が自衛の名における侵略戦争に―軍縮失敗後の―強大な軍隊をもって従事し、結局現代核戦争の惨禍を蒙つて敗戦を迎えた国民的経験に基づいて、日本国憲法は一切の戦争放棄の「恒久平和」⁽²⁾ Ⅱ「軍縮平和主義」⁽³⁾ が結実されたと考えられるからである。

これを要するに、侵略戦争の放棄から一切の戦争とその手段の廃棄という段階への前進ないし飛躍が、現実の戦争の経験とその理性的省察を通じて行なわれたという基本的図式において、フランス革命からカントへの場合と、不戦

条約加盟の日本から平和憲法への場合との間に一國、時代、環境、条件、人物等の巨大な相違にもかかわらず一顯著な相似性が示されていることを指摘して小稿を終ることにしたい。

戦争の現実とその推移―境界線不明―の経験則、および純粋で厳しい理性の批判による戦争と軍備の廃棄論の意義を深く究明するために、カントの永久平和論の持ち続けている「古典」的価値と示唆は、根本的で鋭い。もしカントが今日生きていたら、「歴史のしるし」にひそむリアルな真理を見抜く力ある彼として、日本国憲法の平和主義とその実行から何を洞察し、如何なる恒久平和構想の具体策を論ずるであろうか。

(1) カントの平和哲学における原点ともいうべき実践理性の「先験的」定言命令の普遍的妥当性は、如何にして証明しうるか。また、その歴史哲学における「自然のメカニズム」ないし「摂理」的楽観説¹¹目的論的仮説は、証明不可能という批判 (Vachos, p. 578-9) は可能である。また、啓蒙専制政への期待の甘さ、民主主義の正しい評価の不足や自由な「商業」主義の限界の認識、さらに「永久平和」を実現するための具体的諸措置に優れた構想が多いが、なお不十分である、等。

(2) カントの「平和維持のため」の公的紛争解決の仲裁裁判制度としての「常設的国際会議」構想(人倫の形而上学、法論の第二部)は後の「ハーグの国際司法裁判制度を歴史的に先取りしたユニークな発想」といわれる(宮田、一五五頁)。

(3) 深瀬、平和憲法の問題状況と「平和研究」、平和研究三号、一九七八年五月、二二―三三頁。深瀬、軍縮平和主義、三七八―三八一頁。深瀬編、戦争の放棄、三省堂、一九七七年、六一―二二頁。T. Fukase, *Quelques aspects particuliers et universels de la paix constitutionnelle japonaise*, in *Revue Internationale de Droit Comparé*, 1978, no. 4.

(4) 中江兆民、三酔人経綸問答(岩波文庫、島田訳による)、一八八七(明治二〇)年は、洋学紳士にカントの平和論を主張させていた。桑原武夫編、中江兆民の研究、岩波書店、一九六六年、一五一頁参照。